家庭用浄水器の 設置費用に補助金を交付

閰環境安全課 2 (50) 1248

市では、飲料水用の井戸水の亜硝酸態窒素、硝 酸態窒素および亜硝酸態窒素、ヒ素、トリクロロ エチレンの項目のいずれかが水質基準に適合しな い場合、家庭用浄水器を設置する個人を対象に、 設置費用の一部を助成しています。

補助を希望する人には、申請に必要な書類や水 質検査などの説明をしますので、浄水器を設置す る前に問い合わせください。

- ■補助対象者 補助対象区域で飲料水用の井戸を 使用する個人。
- ■補助対象区域 上水道の給水区域以外の区域で す。ただし、給水区域内であっても当分の間水道 の整備が見込まれない区域は補助対象とします。
- 亜硝酸態窒素、硝酸態窒素お ■補助対象浄水器 よび亜硝酸態窒素、ヒ素、トリクロロエチレンの 除去について、水質基準に適合する性能を有する 浄水器。
- ■補助金額・補助基数 浄水器の設置に要した費 用(工事費含む)の2分の1以内で10万円を補助 限度とし、補助基数は1世帯につき1基です。た だし、算出した額に1,000円未満の額がある場合 は、1,000円未満を切り捨てた額とします。

開建築パトロールが実施され

この週間には、県下一斉公

事を進めましょう。 準や手続きを守り、

は、違反建築防止週間です。

10月11日出から17日金まで

基準法などの法令で定める基

適正にエ

10月1日土~17日金

固都市整備課

築防止

間

施していただく取り組みを徹 べての事業主に特別徴収を実 から、平成28年度から原則す は、法令順守および給与所得 者の利便性の向上などの観点 千葉県と県内全市町村で

○所得税のような、

税額の計

市

村

事業主の負担は少ない

メリット 従業員の皆さんの ○金融機関へ納税に出向く手

事業主

民税を特別徴収する義務があ

義務がある事業主には個人住 です。所得税を源泉徴収する わって市町村に納入する制度 従業員(納税義務者)に代 給与から住民税を天引きし、 業主(給与支払者)が毎月の

特別徴収税額通知

③5月31日まで

毎月の給与から 特別徴収

④6月から

ります。

間を省くことができます ○特別徴収の納期は年12回の たりの納税額が少なくてすみ (原則年4回)に比べ1回当 ため、納税通知書による納付

給与支払報告書の提出

①1月31日まで

特別徴収税額通知

②5月31日まで

個人住民税の納入

⑤翌月10日まで

年度までには円滑に対応でき 収の手続きをするか、平成28 るよう準備をお願いします。 業主の皆さんは早期に特別徴 底することとなりました。

税金です。特別徴収とは、事

市内に住所のある人にかかる

定の所得があり、1月1日に

個人住民税は、前年中に

の納入を年2回とすることが 合は、市の承認を受け年12回 ○従業員が常時10人未満の場

徹底します

固税務課

給

与天引き

(特別徴収)

を

平成2年度から個人

住民税の

りません

算や年末調整をする必要があ

■特別徴収の流れ

(納税義務者)

うもので、 円滑化団体として香取市が行 ことで、安心して農用地の貸

この事業は、農地利用集積 市が仲介役となる

受け、規模拡大を目指す農家 える農家から市が農地を借り 等事業(規模縮小や離農を考 今まで行われていた農地売買 付け・借り受けができます

農地の貸借を円滑に

農地利用集積円滑化事業

活用しまし

よ

固農政課

納税相談

固税務課 **2** (50) 1205

市税の休日納税相談を実施します。

10月26日、11月30日、12月14日、 平成27年1月25日、2月22日、3月29日 いずれも日曜日 8時30分~16時30分

■場所 税務課

物の敷地や構造などに関する

や健康、財産を守るため、建

全性を確保し、私たちの生命

けましょう。

この機会に、建物が法令に

安全なものであるか検査を受

は、その建物が法令に基づき

また、工事が完了したとき

建築基準法では、建物の安

さまざまな基準を定めています。

建物を建てる場合は、

いします。

するなどの点検の検討をお願 適合しているか建築士に相談

便利で確実 口座振替

口座振替を申し込むと、金融機関窓口や コンビニへ出向く必要がなく、納付忘れも ないため、とても便利で確実です。金融機 関、税務課、各支所の窓口などで申し込み ください。

法人市民税法人税割の 税率が引き下げ

固税務課 **5**(50) 1242

法から選ぶことができます。

代理で行うもの)の2つの方 農地の貸借などの契約までを 農地の借り手をあっせんし、 委任代理契約を結ぶことで、 者代理事業(農地の所有者と に貸し付ける)と、農地所有

12.3%から9.7%へ

ください。

詳しい内容は、

問

い合わせ

ています。

て、775hの賃貸借を行

市内の事業実績とし

地方法人税(国税)の創設に伴う税制改 正により、法人市民税法人税割の税率が次 のとおり引き下げになります。

■10月1日以後に開始する事業年度の法人 税割の税率 9.7% (改正前12.3%)

※今回の改正に伴い、10月1日以後に開始 する最初の事業年度の予定申告にかかる法 人税割額は、前事業年度の法人税割額の 4.7÷前事業年度の月数 (通常は6÷前事 業年度の月数)となります

家屋滅失届のお願い

固税務課 **5** (50) 1223

固定資産税は、 毎年1月1日を賦 課期日として納 める市税です。



年の途中で家

屋を取り壊した場合には、その年度分の固 定資産税額の変更はありませんが、届け出 がないと翌年度以降の固定資産税が適正に 課税されません。

家屋の全部または一部を取り壊したとき は、「家屋滅失届」を税務課へ届け出てく ださい。

広報 かとり 平成26年10月1日 6